

第 1 回 千歳市在日米軍再編問題検討会議

日 時 平成 1 8 年 3 月 1 5 日 (水) 1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
場 所 庁議室

次 第

1 本部長挨拶

2 経過報告

①千歳市在日米軍再編問題検討会議の設置について

②在日米軍再編問題のこれまでの経過とその対応について

3 意見交換

「千歳市在日米軍再編問題検討会議」設置要綱

（設 置）

第1条 在日米軍の再編問題を検討するため「千歳市在日米軍再編問題検討会議」（以下、「**検討会議**」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 千歳市における在日米軍再編に伴う米軍航空機訓練移転に関する諸問題の検討を所掌する。

（構 成）

第3条 **検討会議**は、次の各号の職員をもって組織する。

- （1） 本部長は、市長をもって充てる。
- （2） 副本部長は、助役及び収入役をもって充てる。
- （3） 部員は、教育長、公営企業管理者、企画部長、総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、市立千歳市民病院事務局長、消防長、教育部長及び水道局長をもって充てる。

（任 期）

第4条 本部長、副本部長、部員の任期は、第2条に定める所掌事項が終了するまでの期間とする。

（職 務）

第5条 本部長は、**検討会議**を代表し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第6条 **検討会議**は、必要の都度、本部長が招集する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めた者の出席を求め、その説明、意見を聞くことができる。

（事務局）

第7条 **検討会議**の庶務を行うため、事務局を企画部に設置する。

- 2 事務局長は、企画部次長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、空港・基地課長、渉外・防災課長及び環境課長をもって充てる。

4 事務局書記は、空港・基地課、渉外・防災課及び環境課職員をもって充てる。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

千歳市在日米軍再編問題検討会議

| | |
|------|--------------|
| 本部長 | 市長 |
| 副本部長 | 助役 |
| 〃 | 収入役 |
| 部 員 | 教育長 |
| 〃 | 公営企業管理者 |
| 〃 | 企画部長 |
| 〃 | 総務部長 |
| 〃 | 市民環境部長 |
| 〃 | 保健福祉部長 |
| 〃 | 産業振興部長 |
| 〃 | 建設部長 |
| 〃 | 市立千歳市民病院事務局長 |
| 〃 | 消防長 |
| 〃 | 教育部長 |
| 〃 | 水道局長 |

事務局

| | |
|-------|-----------------------|
| 事務局長 | 企画部次長 |
| 事務局次長 | 空港・基地課長 |
| 〃 | 渉外・防災課長 |
| 〃 | 環境課長 |
| 事務局書記 | 基地係、防災係及び環境保全係の係長及び係員 |

千歳市在日米軍再編問題検討会議資料

～米軍戦闘機訓練・分散移転の概要、これまでの経過とその対応について～

平成18年3月15日

千歳市在日米軍再編問題検討会議



在日米軍再編の概要（中間報告の概要）

抑止力の維持と地元の負担の軽減を踏まえた主要事項

●沖縄における負担の軽減

- 普天間飛行場の早期返還
 - ・ヘリ運用：大浦湾からキャンプシュワブ南沿岸部の地域に代替施設建設
 - ・KC-130：海自鹿屋基地への移駐を優先して検討
 - ・緊急時の基地機能：空自新田原基地及び築城基地飛行場等において確保
- 米海兵隊の司令部等の移転
 - ・グアムに司令部等を移駐（7,000名の人員を削減）
 - ・日本は移転の早期実現のため適切な資金的その他の措置を見出すための検討
- 司令部等移転に伴う米軍施設の県内における整理・統合・縮小（嘉手納以南の土地返還の可能性）
- 沖縄の米軍施設・区域の自衛隊による共同使用

●在日米軍施設・区域の効率的利用

- 相模総合補給廠の災害対処等への活用
- 他の施設・区域についての見直し

在日米軍再編の概要（中間報告の概要）

抑止力の維持と地元の負担の軽減を踏まえた主要事項

●米軍・自衛隊間の連携・調整の強化等

- 在日米軍司令部（キャンプ座間）の改編及び陸自中央即応集団司令部のキャンプ座間への配置
- 横田関連
 - ・自衛隊との共同使用（日米間の運用調整機能向上、空自総隊司令部（府中）の移駐
 - ・横田空域の削減等を検討。嘉手納ラプコン返還を考慮
 - ・軍民共用化の具体的条件、形態について検討
- ミサイル防衛
 - ・米国のレーダー配備 PAC-3

●訓練の移転
 ・嘉手納をはじめ、三沢、岩国等から他の基地への訓練の分散の拡大に注意を払う

●空母艦載機の厚木から岩国への移駐

- 空母艦載機の厚木から岩国への移駐
- 海自電子戦訓練機等の岩国から厚木への移駐

米軍戦闘機訓練 移転元、移転先飛行場について

三沢飛行場

所属部隊 米空軍
 機種 F-16

岩国飛行場

所属部隊 米海兵隊
 機種 F/A-18
 AV-8B
 EA-6B

嘉手納飛行場

所属部隊 米空軍
 機種 F-15

- ▲ 訓練移転元（3箇所）
- 訓練移転先（6箇所）



※三沢飛行場は、訓練移転元であり、訓練移転先でもある。

千歳飛行場

所属部隊 航空自衛隊
 機種 F-15



訓練移転先の航空自衛隊飛行場の概要(※三沢飛行場を除く)

| 基地名 | 主な所在地 | 面積 | 滑走路 | その他 | 米軍との共同訓練 | 日米地位協定(2-4-b)提供条件 |
|--------|--------|--------|------------------------------------|-------------------|----------|--|
| 築城飛行場 | 福岡県築上町 | 約271ha | 2,400m×幅45m | 航空自衛隊用基地 | 有 | 【使用期間】 年4回 1回約2週間以内 |
| 新田原飛行場 | 宮崎県新富町 | 約289ha | 2,700m×幅45m | 航空自衛隊用基地 | 有 | 【使用期間】 年4回 1回約2週間以内 |
| 百里飛行場 | 茨城県小川町 | 約425ha | 2,700m×幅45m 2,700m×幅45m ※建設中 | 航空自衛隊用 →民間共用基地 | 有 | 【使用期間】 年4回 1回約3～15日まで 年約4週間以内 |
| 小松飛行場 | 石川県小松市 | 約392ha | 2,700m×幅45m | 民間共用基地 | 有 | 【使用期間】 年約4週間 |
| 千歳飛行場 | 北海道千歳市 | 約997ha | 2,700m×幅45m 3,000m×幅60m | 航空自衛隊用基地 | 有 | 【使用期間】 年約4回 1回約3～20日以内 年60日以内 |

※三沢飛行場は、訓練移転元であり、訓練移転先である。

米軍戦闘機訓練移転に係る経過と千歳市の対応

| 日時 | 国 | 千歳市 | 議会への報告 |
|-------------|--|--|--------------------------------|
| H17. 10. 30 | ・札幌防衛施設局長が来庁 「千歳飛行場は、訓練移転の候補地として可能性がある」 (中間報告持参) | ・市長面談 「騒音の加重や事故、治安面などの懸念があり、市民生活に対する影響が大きいことから、現時点では受け入れ難い」 →今後のスケジュール、訓練移転の内容、協定の有無等情報の提供を求める | ・総務文教常任委員会にて、中間報告の概要と市の基本姿勢を報告 |
| H17. 11. 11 | | ・千歳市在日米軍再編調査委員会を設置(庁内) | |
| H17. 11. 17 | | ・市長が北海道を訪問し、吉澤副知事と面談 「千歳市として受け入れ難い」 →国への情報提供の働きかけ、北海道知事の積極的な行動を要請 | |

米軍戦闘機訓練移転に係る経過と千歳市の対応

| 日時 | 国 | 千歳市 | 議会への報告 |
|---------------------------------|----------------------------------|--|--|
| H17. 11. 21 | | | ・総務文教常任委員会にて経過報告 →嘉手納飛行場の現地調査を行うことを報告 |
| H17. 11. 11 | ・北原防衛施設庁長官対応 →中間報告の説明不足について陳謝 | ・市長が、防衛施設庁長官と面談（東京） →千歳市の基本姿勢と情報提供を要請 | |
| H17. 11. 28 ～ H17. 11. 30 | | ・米軍嘉手納飛行場の現地調査を実施 | |
| H17. 11. 29 | ・木村防衛庁副長官が来庁 →中間報告の説明不足について陳謝 | ・市長面談 →千歳市の基本姿勢と情報提供を要請 →具体的な説明がないまま、時間が経過していることについて、不誠実さを指摘 | |
| H17. 11. 30 | | ・平成17年第4回定例市議会にて行政報告 | ・在日米軍再編に係る調査特別委員会を設置 |

| 日時 | 国 | 千歳市 | 議会への報告 |
|---|--|------------------|--|
| H17. 12. 14 | | | ・在日米軍再編に係る調査特別委員会（第1回） →これまでの経過と米軍嘉手納飛行場の調査結果を報告 |
| H17. 12. 15 | | ・米軍三沢飛行場の現地調査を実施 | |
| H18. 01. 18 ～ H18. 01. 20 | | ・米軍岩国飛行場の現地調査を実施 | |
| H18. 01. 20 H18. 01. 31 H18. 02. 08 | ・札幌防衛施設局施設部長が来庁 →審議官級会議等の日程について情報提供 →訓練移転に関する具体的な説明はなし | | |
| H18. 02. 10 | | | ・在日米軍再編に係る調査特別委員会（第2回） →第1回調査特別委員会以降の経過と米軍三沢飛行場、米軍岩国飛行場の調査結果を報告 |

| 日時 | 国 | 千歳市 | 議会への報告 |
|-------------|--|--------------------------------|---|
| H18. 02. 15 | ・札幌防衛施設局施設部長が来庁し、訓練移転に係る市からの質問事項の回答を持参 →訓練移転に関する具体的な回答はなし | ・企画部長が面談し、引き続き具体的な情報提供を要請 | |
| H18. 02. 16 | | | ・調査特別委員会委員に、市の質問事項に対する国からの回答について説明（個別説明） |
| H18. 02. 27 | | | ・在日米軍再編に係る調査特別委員会（第3回） →市の質問事項に対する国からの回答について報告 |
| H18. 03. 01 | | 平成18年第1回定例市議会において行政報告 | |
| H18. 03. 13 | | 平成18年第1回定例市議会冒頭で、一連の新聞報道について説明 | |

訓練移転元の米軍飛行場の概要と調査結果

嘉手納飛行場（沖縄県嘉手納町）

【基地概要】

- 面積 約1,995ha
- 滑走路 3,689m×91m、3,689m×61m
- 年間発着回数 約70,000回
- 主な部隊・航空機 米空軍・第18航空団
F-15イーグル戦闘機 ほか

【運用制限時間】 22:00～06:00（日米合同委員会で合意）

【調査日】 H17. 11. 28(月)～30(水)

【調査結果概要】

- 日米間で合意された騒音規制措置(日米合同委員会合意の概要)
- ・日曜日の訓練は差し控える。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日の訓練飛行に配慮する。
- ・22:00～06:00間の飛行及び地上活動は、最小限に制限される。

- 飛行協定の順守状況(嘉手納町役場より)
- ・規制措置は形骸化している。
- ・毎日、深夜早朝の飛行がある。
- ・日曜日や地域行事でも飛行する。
- ※米軍の見解:いずれの場合も、運用上の都合で、協定の範囲内である。

- 住民インタビュー
- ・夜中も関係なく、2時3時でも、飛行機を洗機している音とか給油している音もあるのでうるさい。
- ・最近あまり飛ばなくなったけれど、たまにジェット機が朝早く6時くらいから飛ぶときもある。
- ・昼間でも、窓は開けられない。
- ・朝とお昼過ぎ、午後とかすぐうるさい時期があって、電話を取っていても聞こえないくらいすぐうるさい。

岩国飛行場（山口県岩国市）

【基地概要】

- 面 積 約578ha
- 滑 走 路 2,440m×60m（1km沖合いに滑走路建設中）
- 年間発着回数 約46,000回（H16年度、自衛隊機含む）
- 主な部隊・航空機 米海兵隊・海兵12飛行大隊
F/A-18ホーネット戦闘攻撃機
AV-8BハリヤーII攻撃機 ほか

【運用制限時間】 23:00～06:30（紳士協定）

【調査日】 H18.1.18(水)～20(金)

【調査結果概要】

○飛行協定について（紳士協定）

- ・安全上許す限り工場や市街地の上空は飛行しない。
- ・滑走路運用時間(06:00～23:00)外の使用は市に通報する。
- ・着艦訓練は、原則21時以降は行わない。
- ・お盆や正月三箇日は訓練を行わない。

○住民インタビュー

- ・朝の8時くらいから夜の9時頃まで飛行していて、耳が痛くなるほどやかましい。
- ・外で会話ができない。テレビは全く聞こえないので、ビデオを撮って見ている。
- ・紳士協定(23:00～06:30)は、だいたい守られている。
- ・土日は訓練をやらない。アメリカの祝日や正月3ヶ日もやらない。

三沢飛行場（青森県三沢市）

【基地概要】

- 面 積 約1,578ha
- 滑 走 路 3,000m×45m（新滑走路建設のための調査実施中）
- 年間発着回数 約46,600回（H16年度、自衛隊機・民間機含む）
- 主な部隊・航空機 米空軍・第35戦闘航空団
F-16C/D戦闘機 ほか

【運用制限時間】 22:00～06:00（紳士協定）

【調査日】 H17.12.15(木)～16(金)

【調査結果概要】

○飛行協定について

- ・米軍の飛行に関する特別な協定はない。米軍は嘉手納飛行場における騒音規制措置を準用している。(22:00～06:00間は飛行自粛)
- ・三沢基地所属機は通常訓練において早く高度を上げるなど騒音に配慮した飛行をしている。
- ・土日、祝祭日は米軍の上級部隊等による演習でない限り飛行訓練は行わず、また事情により深夜早朝に飛行する場合は事前に市に対し連絡がはいる。
- ・デモフライト(アクロバット飛行有資格者養成訓練)や夜間離着陸訓練(NLP)のタッチアンドゴーは非常に騒音が大きい。

○住民インタビュー

- ・市の産業は、米軍と自衛隊に依存した商業活動と公共事業が主体である。
- ・市は基地との共存共栄のまちづくりを推進している。
- ・市と米軍は、長年にわたる対話と市民同士の交流により、良好な関係が築かれている。

中間報告に対する千歳市の質問事項

- 1 具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成する。
 - ア 計画作成の具体的手順、行程表
 - イ 地元自治体との協議方法
 - ウ 地元自治体の意向の反映

- 2 具体案は統一的なパッケージの要素となるものでありパッケージ全体について合意され次第実施が開始される。(パッケージの意味するところ)
 - ア 在日米軍の再編に係る全ての事項がパッケージであるのか。
 - イ 訓練移転などのそれぞれの項目がパッケージであるのか。
 - ウ パッケージ全体が合意され次第実施するとした際のパッケージの解釈は何か。
(全体が合意されなければ実施に移さないのか、又は、協議が整ったものから順次実施するのか。)

- 3 訓練移転に関する事項
 - ア 飛行場の使用条件を変更する場合におけるいわゆる国管法第7条に基づく地元自治体からの意見聴取の有無、その時期及び意見の取り扱い。
 - イ 使用条件の変更に伴う地元自治体への意見照会の有無及びその意見の取り扱い。
 - ウ 全体的なフレーム
 - エ 具体的な訓練内容(機種・機数・人員等の規模、期間、米軍駐屯有無等)
 - オ 訓練に際しての協定等の締結の有無と遵守方法

千歳市の質問事項に対する国の回答(H18.02.15)

在日米軍の再編問題についての確認事項(中間報告関連事項)

【1 ア、イ、ウ並びに3 ウ、エについて】

最終報告に向けたスケジュールについては、「2+2」共同文書で示された個別の施設・区域に関連する措置について、具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成することとしております。

このことを踏まえ、1月17日の日米防衛首脳会談では、米軍再編の作業を加速化することで一致をみたところであり、訓練移転につきましても、今後、最終的な取りまとめに向け、日米協議を加速し、早急にその具体的内容を詰めていくこととしています。

また、協議の途中経過についても、地元自治体に対して適宜適切に誠心誠意説明を行い、御理解と御協力が得られるよう最大限努力して参りたいと考えています。

【2 ア、イ、ウについて】

1 10月29日の「2+2」共同文書は、役割・任務・能力に関する検討を踏まえつつ、抑止力の維持と地元負担の軽減との観点から在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について包括的に行った検討のとりまとめとしてなされたものであり、抑止力の維持と地元負担の軽減につき全体として実現を図るということ、「統一的なパッケージ」として表現したものであります。

2 他方、このことは、すべての案件の実施が関連していることを意味するものではなく、可能なものについては、それぞれの案件について実現を追求していくこととなります。

3 いずれにしても、これら具体案については、個々の米軍施設・区域等を抱える地元自治体に対し適宜適切に誠心誠意説明を行い、御理解と御協力が得られるよう最大限努力して参りたいと考えています。

【3 ア、イ、オについて】

1 米軍が自衛隊施設を使用する場合は、地位協定に基づき、日米合同委員会において使用目的、使用条件等について合意し、閣議決定、日米両政府間による協定締結の手続きをとることとなっており、これらの合意事項の概要については、地元自治体にもお知らせしているところであります。

2 今回の訓練移転に関する具体的内容等の細部については、現在、日米間で調整しているところであり、飛行場の使用条件の変更について確たることは申し上げられませんが、いずれにしろ、当庁としては、防衛施設の安定的使用については、地元自治体等の御理解、御協力が最も重要であると認識しており、いわゆる国管法第7条の規定の適用の如何に関わらず、これまでのとおり地元自治体の御意見をお聴きしつつ、地元の御理解と御協力が得られるよう最大限努力して参る考えであります。

市長公式コメント、行政報告等について

1. 札幌防衛施設局に対する市の回答（平成17年10月31日）

当市は、現在も市民の理解と協力を得ながら、騒音など様々な負担を担ってきたところであり、仮に、千歳飛行場に米軍機の訓練が移転されるとした場合には、騒音が増重されるとともに、訓練に伴う事故の発生や治安面での懸念、さらには、まちづくりにも影響があることから、市民の理解を得ることは難しいことであり、現状では、訓練の移転は受け入れがたい。

2. 平成17年第3回臨時議会開催挨拶（抜粋：平成17年11月2日）

去る10月31日に在日米軍の再編などに係る日米安全保障協議委員会の中間報告について、札幌防衛施設局から報告があり、この中で、米軍戦闘機訓練の分散・移転先として千歳飛行場が対象となる可能性があるとの説明がありました。訓練の内容をはじめとして、訓練地決定に至るスケジュール、地元協議の方法などは、全く示されていない状況であります。騒音の加重や安全面の懸念、まちづくり全体への影響などからも、市民生活に対する影響が大きいことから、現時点では、受け入れがたいことを伝えるとともに、より詳細な情報の提供について求めたところであります。市といたしましては、今後とも精力的に情報収集を行いながら、議会とよく相談し、適切に対処してまいりたいと考えております。

3. 平成17年第4回定例会市議会行政報告（抜粋：平成17年11月30日）

去る10月31日に、札幌防衛施設局から、在日米軍の再編などにかかる日米安全保障協議委員会の中間報告において、米軍戦闘機訓練の分散・移転先として千歳飛行場が対象となる可能性があるが、その具体的な内容については一切情報を持ち合わせていないとの説明がありました。

当市といたしましては、訓練移転は、騒音の加重はもとより、治安や安全面での懸念、さらには、まちづくりへの影響が極めて甚大であることから、現時点においては受け入れがたいとする基本姿勢を伝えるとともに、早急な情報の提供を要請したところであります。

現在においても、国からは具体的な説明がない状況にありますが、この重大性を踏まえ庁内における調査体制を構築するため、11月11日に助役を委員長とする「在日米軍再編調査委員会」を設置し、沖縄県嘉手納基地等の実態調査に着手しております。

また、11月17日には吉澤北海道副知事を、24日には北原防衛施設庁長官を訪問し、さらに、29日には、来千した木村防衛庁副長官に対し、現時点で受け入れがたい旨の当市の基本姿勢を示したところであります。

今後とも、北海道と連携を図り、情報収集に努めながら適切に対処してまいります。

4. 平成18年第1回定例会市議会行政報告（抜粋：平成18年3月1日）

在日米軍の再編にかかる米軍戦闘機訓練の移転についてであります。庁内に設置しております調査委員会において、1月末までに、訓練移転元である「嘉手納飛行場」、「三沢飛行場」及び「岩国飛行場」の現地調査を終えております。

この調査においては、飛行場の施設概要のほか、騒音の実態、飛行協定等の順守状況、事故や事件の発生状況、住民意識などを中心として実態把握を行ったところであり、その詳細については、市のホームページにおいて周知しておりますが、特に、各飛行場における騒音の低減に向けた協定等の順守状況の違いが明らかとなっております。

なお、日米両政府は、在日米軍の再編にかかる協議を精力的に行っているとのことでありますが、現段階においても戦闘機訓練の移転については、具体的な内容が示されていない状況にありますので、今後とも、国に対し早期の情報提供を求めるとともに、北海道と連携を図り情報収集に努めてまいります。

5. 平成18年第1回定例会市議会報告（平成18年3月13日）

在日米軍の再編問題のうち、戦闘機訓練の移転に関して報道がありました件につきまして、国に確認した結果を含めて、ご報告いたします。

まず、報道の内容をご説明いたしますと、在日米軍の再編問題について、ハワイで、現地時間の3月7日から11日にかけて日米の外務・防衛当局による審議官級の協議が行われておりましたが、このなかで、戦闘機訓練の移転先については、千歳、百里、小松、築城、新田原の各飛行場とし、日米地位協定に基づき米軍の使用期間の範囲内で、航空自衛隊との共同訓練を行うことで合意されたというものであります。また、三沢飛行場については、嘉手納飛行場から移転があるものの、トータルでの離着陸回数は減少させるとのことであります。

この報道を受けて、本日直ちに、札幌防衛施設局に対して事実関係を確認したところであります。国からは、「引き続き日米で協議中であり、最終方針を決定したとの連絡を未だ受けていない。いずれにしても、できるだけ早急に地元説明できるよう努めているところである」との回答を受けたところであります。

市といたしましては、これまで、再三にわたり、早期に具体的内容を示すよう国に求めてきたところであり、これに対して、「適宜適切に、誠心誠意説明を行う」との回答がある中で、このような事態につきましては極めて遺憾なものと受け止めております。

今後とも、議会はもとより市民の皆さんの不安に対応するためにも、早期の情報提供を強く求めてまいります。

日米安全保障条約

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

日米地位協定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

第2条（施設・区域の提供と返還）

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が（a）の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

日米地位協定

第25条 (合同委員会)

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

● (2-1-a)

日米地位協定 第2条1項a いわゆる米軍専用施設・区域

● (2-4-a)

日米地位協定 第2条4項a いわゆる米軍管理共同使用

米軍が一時的に使用していない施設・区域について、日米合同委員会の合意に基づき、米軍管理のもと、施設・区域を日本国政府や日本国民が使用すること。

● (2-4-b)

日米地位協定 第2条4項b いわゆる国等管理共同使用

米軍が一時的に使用する施設・区域について、日米合同委員会の合意に基づき、日本政府等管理のもと、米軍が使用すること。

国管法 (同法施行令)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律

(無償使用)

第二条 国は、協定を実施するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第七条 国が第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国有の財産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律施行令

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第七条の政令で定める国有の財産は、同法第二条の規定により合衆国に使用を許そうとする国有の財産のうち、その使用を許すことが産業、教育若しくは学術研究又は関係住民の生活に及ぼす影響その他公共の福祉に及ぼす影響が軽微であると認められるもの以外のものとする。